

## サル被害緊急対策事業実施要綱

令和3年4月1日  
告示第108号

### (趣旨)

第1条 この告示は、町内のサル追い払い活動等に対する支援を行うことにより、農作物の被害軽減を図り、ひいては農業者の耕作意欲の向上及び農地の保全を目的としたサル被害緊急対策事業の実施に関して、おおい町補助金交付規則（平成18年おおい町規則第32号）及びおおい町農林水産課所管補助金等交付要綱（平成20年告示第36号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この告示において「サル追い払い隊」とは、町内行政区又はその集合体等を母体として住民が自発的に結成し5人以上で運営する組織をいう。

### (事業主体)

第3条 事業主体は、サル追い払い隊とする。

### (事業内容)

第4条 事業区分及び内容は、別表第1のとおりとする。ただし、飲食物及び区民活動に係る賃金等は除く。

### (補助率等)

第5条 補助率、補助金限度額及び交付の制限は、別表第2のとおりとする。

### (資機材の適正な管理)

第6条 サル被害緊急対策事業を実施した事業主体は、整備した資機材を善良な管理者の注意をもって適正に管理しなければならない。

### (利用状況等報告)

第7条 事業主体は、補助金の交付決定を受けた年度の翌年度から2年間、サル追い払い等の活動を継続し、毎年度末までに、サル追い払い等活動状況を別記様式により町長に報告しなければならない。

### (その他)

第8条 この告示に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、町長が定める。

## 附 則

### (施行期日)

1 この告示は、令和3年4月1日から施行する。

### (失効)

2 この告示は、令和6年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までに補助金の交付の決定を受けた者に係るこの告示の規定は、同日後においても、なおその効力を有する。

別表第1（第4条関係）

（1）サル追い払い隊設立事業

区 分	内 容
設 立 活 動	組織の設立に要する経費 ・会議費、資料作成費 など

（2）サル追い払い資機材整備事業

区 分	物 品 名
追 っ 払 い 用 資 機 材	花火、爆竹、バイオ弾、エアガン など
そ の 他 資 機 材	サルの追い払いに有効なものとして町長が認める資機材 ・チェーンソー など

（3）サル追い払い活動支援事業

区 分	内 容
活 動 支 援	サル追い払い活動に要する経費 ・講習会の開催にかかる経費 ・誘引果樹等の伐採にかかる経費 ・その他、サル追い払いの活動に必要な経費

別表第2（第5条関係）

事 業 区 分	補助率	補助金限度額	交付の制限
サル追い払い隊設立事業	10/10	100,000円	各組織1回限り
サル追い払い資機材整備事業			
サル追い払い活動支援事業			

備 考

- ・上記により計算した額に、1,000円未満の端数が生じたときは、補助金の額はこれを切り捨てる。

別記様式（第7条関係）

年 月 日

おおい町長 様

事業実施主体名

印

年度サル追い払い等活動状況報告書の提出について

このことについて、 年度の交付決定を受けたサル被害緊急対策事業について、サル被害緊急対策事業実施要綱第7条の規定に基づき、別紙のとおり報告します。